

わたしのからだだから

京都大学SRHRライトユニット



世界人口白書2021から読み解く「からだの自己決定権」

わたしのからだだから

京都大学SRHRライトユニット

京都大学SRHRライトユニット srhr.jp

発行 京都大学SRHRライトユニット（京都市左京区吉田本町総合研究2号館3F）
執筆 荒木智子、池田裕美枝、北奈央子、坂本晴子、中江健、吉川美佳子
編集 高木大吾
デザイン 和田武大（株式会社デザインヒーロー）



2021年8月31日発行

私のからだのことは、私が決める。

世界人口白書2021では、57の開発途上国において約半数の女性が、パートナーとの性交渉、避妊薬・具の利用、ヘルスケアの3つの分野における「決定権」を真に享受できていないことが明らかになりました。日本で暮らす私たちにとっても重要な「自分のからだのことを自分で決める」自己決定権について考えてみましょう。

からだの自己決定権とは

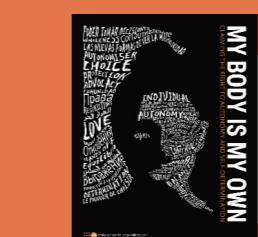
私のからだは私のもの。

あたりまえ?
本当にそう?
私のからだは、誰のもの?

皆から期待される振る舞いをするのは居心地が悪いのに我慢していた。仲間の中で浮くのが怖かった。自分自身の声よりも周囲からの圧力や強制のほうが大きかった。あのときは「自分のからだは自分のもの」と思えていなかったかもしれない。からだの自己決定(Bodily Autonomy)は自分のからだを自分で「統治」すること。

私たちは、自分のからだとこころの声をよく聞いて、自分がどうしたいか、決めることができます。無理して自分を透明にする必要はありません。誰もがあたりまえに、自分のからだを自分のものとして、選択していいのです。

私のからだは私のもの。一人ひとりの選択を応援しよう。



「世界人口白書2021」“MY BODY IS MY OWN”

2021年4月に国連人口基金(UNFPA)が発表した世界人口白書2021では、世界の人口の状況や潮流がまとめられています。



からだの自己決定とSDGs



SDGsとは

2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、人間と地球の平和と繁栄を達成するために、2030年までに行うべきことを17の目標と169のターゲットにまとめたものです。

SDGsの目標5では「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。その中のターゲット5.6ではリプロダクティブ・ヘルス＆ライツ(SRHR)の獲得を目指しています。各国のこの達成度を測る指標として、次のような質問をもとにグローバル指標5.6.1が設定されています。

- ①日常生活で、あなた自身のヘルスケアについて意思決定をする人は誰ですか?

- ②日常生活で、避妊を行うかどうか決めるのは誰ですか?
③あなたは、性行為をしたくないときに夫やパートナーにノーと言うことができますか?

このすべてに自己決定していると答えた15～49歳の女性の割合を調査した結果、世界では55%の女性しか自分のからだについて自己決定できていないことが分かっています。

皆さんや皆さんのパートナーは、この質問にどのように答えるでしょうか?もう一つの指標として、グローバル指標5.6.2があります。これは、「15歳以上の男女が平等に性と生殖に関するケアや情報、教育が得られるように国が法律を定めているか」を示すものです。日本ではどのような法整備が行われているでしょうか? 次は日本にはどのような法制度があるか見てきましょう。

からだの自己決定権をエンパワーする法律と抑圧する法律

法律にはからだの自己決定権を守ってくれるものもあれば、逆にそれを奪ってしまうものもあります。世界人口白書2021第5章やSDGsグローバル指標5.6.2で取り上げられている法制度を中心に、日本の現状を調べました。

からだの自己決定権において

エンパワーする法制度

日本国憲法(1946年)
第13条 個人の尊重と生命、自由、幸福の追求に対する権利
第14条 法の下の平等
第24条 男女平等
第25条 生存権

医療法(1948年)

国民皆保険(1961年)

母子保健法

刑法第177条

刑法第204条

刑法第208条

家庭内暴力(DV)を犯罪と定めている法律

配偶者暴力防止法(2001年)

DV被害者を保護するための法律

感染症予防法(1998年)

HIV感染症・エイズ治療体制に関する法律

整備されていない法制度

性的少数者(LGBT)への差別を禁じる法律はまだ制定されていません。

性別変更には2名以上の医師による診断が必要(性同一性障害特例法)

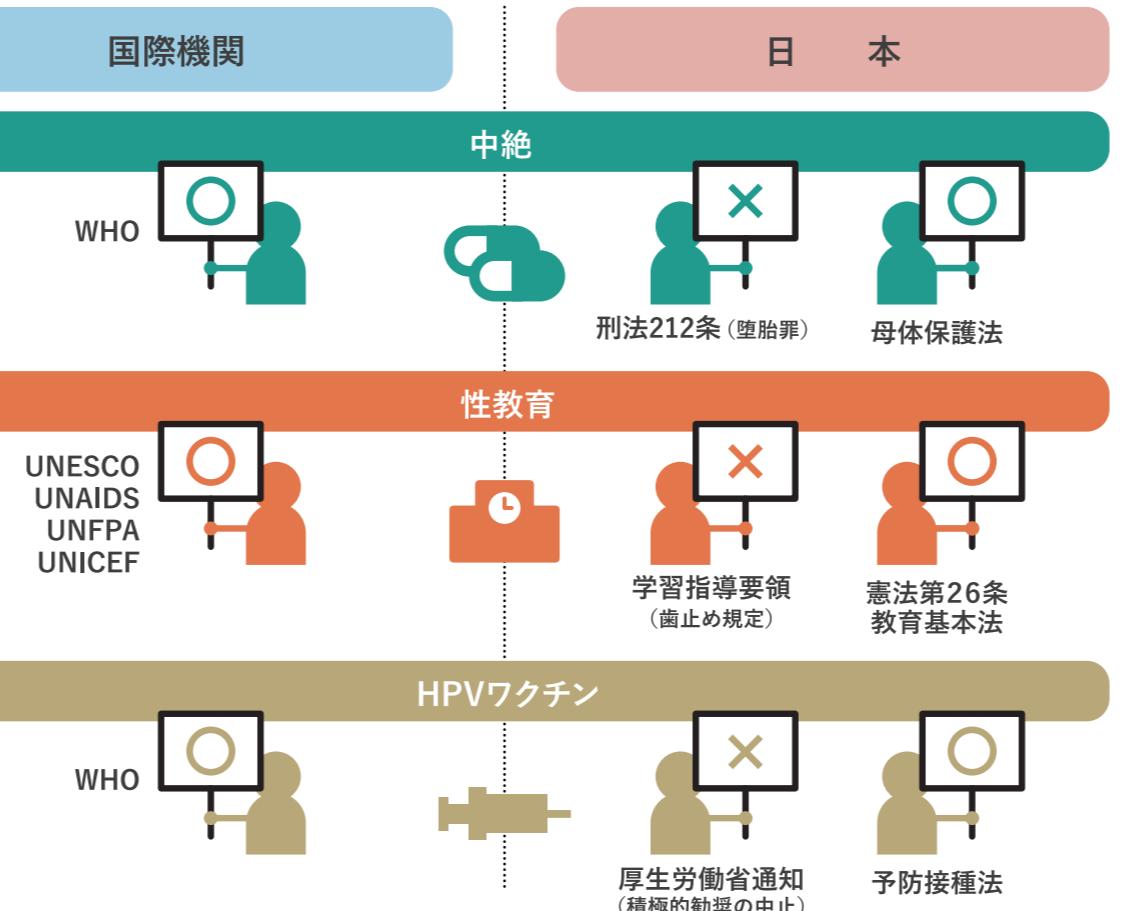
夫婦別姓について、まだ民法の改正はされていません。

性分化疾患の幼児への形成手術を1歳半までに実施

本人が自己決定できるまで待つべき!(当事者団体)

日本では、低用量ピルや子宮内システムは避妊に対して医療保険適用されておらず、他国では普及しWHOも推奨している避妊インプラントは使用を認められていません。

からだの自己決定権について矛盾した法制度が併存している例



日本の刑法では、性的同意年齢(性行為に同意できると認められる年齢)は13歳と考えられていますが、成年年齢までは親権者の同意なしに自由に性と生殖に関する医療サービスを受けられません。

性的同意年齢と、親権者の同意無しに特定のサービスが受けられる年齢

	イタリア	ジャマイカ	マレーシア	ポーランド	日本
性的同意年齢	14	16	16 ^{※1}	15	13
法的婚姻年齢	18	18	18	18	18 ^{※2}
親権者、司法等の同意の上での婚姻年齢	16	16	16	16	18 ^{※2} ^{※3}
親権者の同意無しでの中絶可能年齢	18	18	18	18	18 ^{※2}
親権者の同意無しでの緊急避妊薬の入手可能年齢	14	16	18	18	18 ^{※2}
親権者の同意無しでの経口避妊薬の入手可能年齢	14	16	18	18	18 ^{※2}

(世界人口白書2021図7を改変) ※1 女子のみに適応 ※2 2022年4月より施行 ※3 同意は不要

からだの自己決定のために、あらゆるセクションの連携強化を

からだの自己決定を実現するためには、法制度に加えて、さまざまな立場や分野の人々が連携することが大切です。

まず、マイノリティを含むすべての人のからだの自己決定権を支援できるよう、法制度を整え運用していく必要があります。一方で、平等が実現されているかどうか、法制度運用における継続的な調査とプロセスの見直しをすることも大切でしょう。

また、教育分野で包括的性教育を取り入れ、すべての子どもに「NO」と言える勇気を培うことも大事です。文化分野においても、エンターテインメントやメディア、ポップ

カルチャーなど、からだの自己決定が軽視される表現を見かけることも少なくありません。からだの自己決定が尊重されるリテラシーが成熟していくことが求められます。その他、医療面では資材や制度を整えたり、患者と医療者の対等な関係が構築される必要があります。福祉面では、さらなる担い手や資金が求められています。

いまこそ、法律、政治、教育、文化、医療、福祉、あらゆるセクションがすべての人のからだの自己決定が実現される社会に向けて、連携していきましょう!